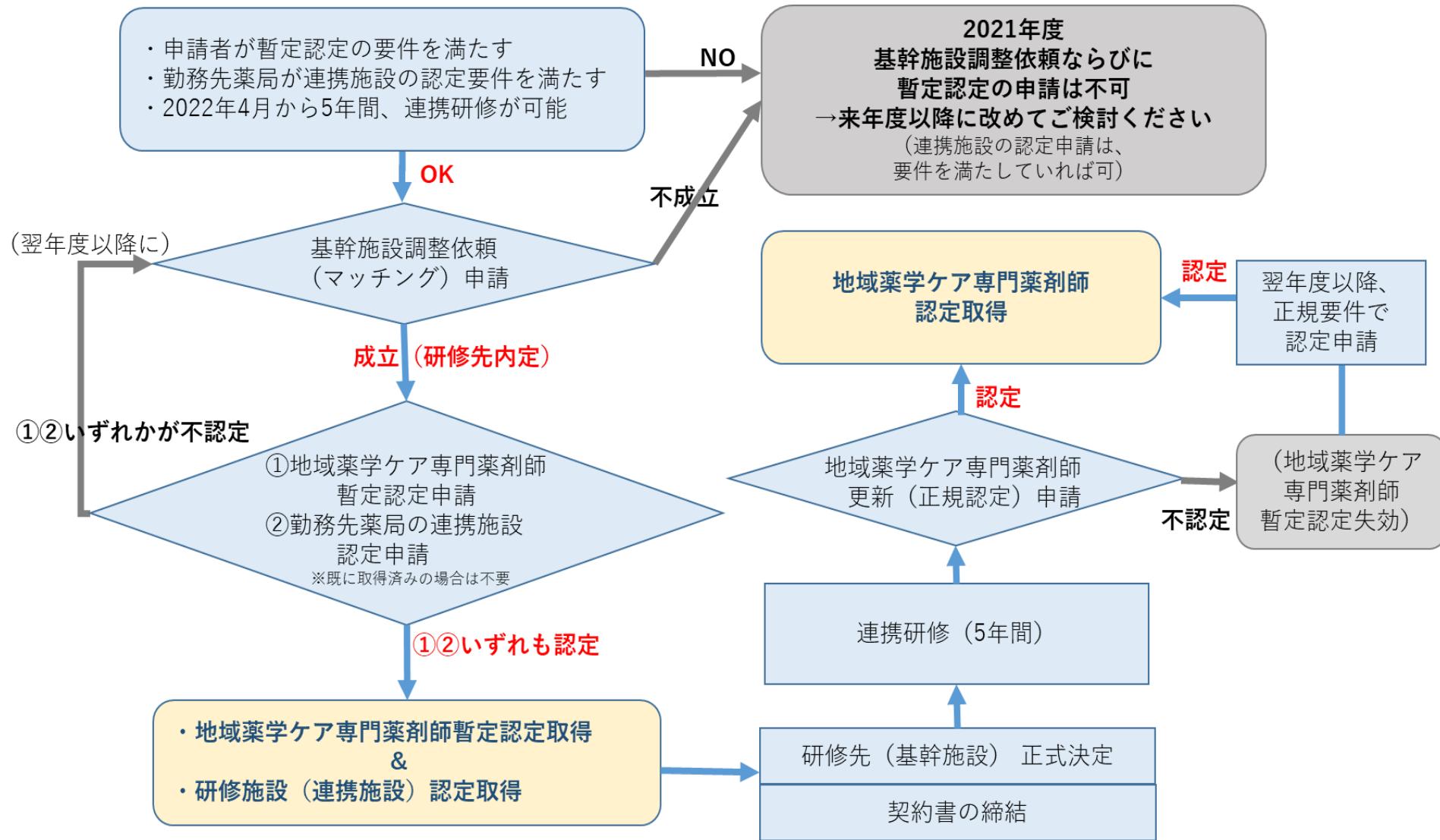


# ■ 地域薬学ケア専門薬剤師 各申請・認定の流れ（概略）



# ■ マッチングから暫定認定までの流れ

7～8月

基幹施設調整依頼（マッチング）の申請

受入予定人数等の情報は会員限定ページで掲示します。

9～10月

マッチング調整（都道府県薬剤師会にて）

10月中旬

マッチング結果の連絡（都道府県薬剤師会から）

【基幹施設調整結果連絡票】のご提出をもってご報告します。

研修先が内定した方には、基幹施設ご担当者様の連絡先と特記事項の情報を共有します。

※この時点ではあくまで内定となります。翌年1月の「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定取得をもって確定となり、認定が不認定の場合は内定が取り消されます。※

基幹施設へのご連絡（研修内定者から）

研修先が内定した方は、御礼とご挨拶を兼ねて、基幹施設の担当者ならびに責任者へご連絡ください。この段階では内定扱いですが、研修開始までに対応すべき事項等がないか等、先方へお伺いをいただくようお願いします。

10～11月

暫定認定／連携施設認定の申請

12月

暫定認定／連携施設認定の審査（学会にて）

# ■ 暫定認定から研修開始までの流れ

翌年1月

**地域薬学ケア専門薬剤師 認定結果通知（学会から）**

認定審査の結果についてメールでご連絡します。

**基幹施設へのご報告**

認定結果については、内定先の基幹施設へ医療薬学会からもご報告しますが、内定者ご自身からも、基幹施設の担当者様へ認定結果のご報告をしてください。認定取得された方は、研修開始までに要請したい事項や、研修内容のご相談、契約書のご対応等、研修開始に向けたご対応をお進めいただきます。

1～3月

**連携研修契約書の締結（基幹施設との間で）**

**連携研修料に関する覚書の締結（基幹施設・学会との三者間で）**

**連携研修の内容に関する相談・決定（基幹施設との間で）**

3月～4月

**研修料のお支払い（研修者から学会へ）**

（79,200円/年。学会から請求書を発行します。）

4月

**連携研修の開始**